

調査票情報の二次的利用の状況について

(平成 25 年 8 月末現在)

1 統計法第 34 条に基づく委託による統計の作成等（オーダーメイド集計）

(1) 現在の提供状況

- ・平成 18～23 年賃金構造基本統計調査（個人票）
→ 独立行政法人統計センターに全部委託
- ・平成 19～22 年人口動態調査（出生票、死亡票）
- ・平成 21～24 年毎月勤労統計調査（特別調査票）
- ・平成 20 年医療施設（静態）調査
- ・平成 20 年患者調査

(2) 今後の予定

9 月より賃金構造基本統計調査の提供年次（平成 24 年）を拡大予定。

2 統計法第 35 条、第 36 条に基づく匿名データの作成・提供

(1) 現在の提供状況

- ・平成 23 年 9 月より平成 16 年国民生活基礎調査に係る匿名データを提供
- ・平成 24 年 5 月より平成 13 年国民生活基礎調査に係る匿名データを提供

(2) 今後の予定

8 月、平成 19 年国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について、統計委員会へ諮問。